

原子力安全・保安院からの注意および指示文書の受領について (低レベル放射性廃棄物輸送容器の技術基準への一部不適合について)

平成 21 年 4 月 3 日

平成21年2月25日に、原燃輸送株式会社から原子力安全・保安院に対し、過去の低レベル放射性廃棄物の輸送(以下、「LLW輸送」という。)で用いた輸送容器に、国際標準規格もしくは『核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(以下、「外運搬規則」という。)]で定める技術基準に適合していないものが含まれていたとの報告が行われました。

これを受け、平成21年3月6日に、同院から「過去に使用した輸送容器が外運搬規則で定める技術基準に適合していたかの調査を行い、不適合があった場合は、原因および再発防止対策を報告すること」との指示を受けました。

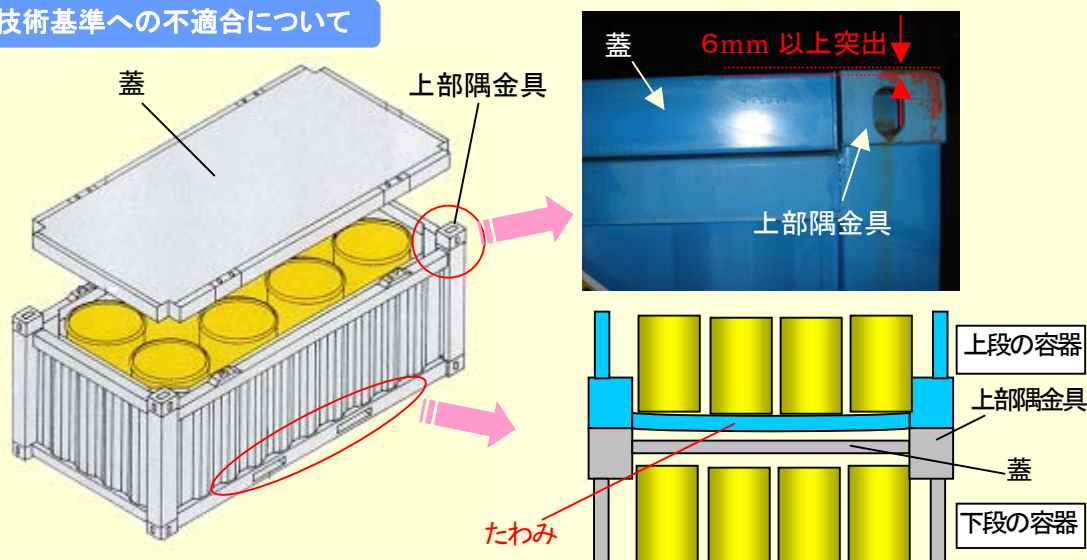
当社が過去のLLW輸送で使用した容器について調査した結果、同技術基準に適合していない輸送容器が3個あったことがわかりました。

このため、4月1日、調査結果ならびに原因および再発防止対策について原子力安全・保安院へ報告し、本日、同院より、技術基準への不適合に対する注意および、再発防止の徹底と技術基準へ適合するための適切な管理を求めた指示について、文書を受領しました。

なお、これまでのLLW輸送においては、浜岡原子力発電所において、輸送容器の所有者である原燃輸送株式会社より空の輸送容器を受け取る際およびLLW輸送の開始前に、輸送容器の外観点検を行い異状がないことを確認するとともに、輸送先である日本原燃株式会社六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センターで行う受入検査時においても異状は確認されていないことから、輸送は安全に行われたと考えています。

今後は、再発防止対策を徹底し、同様な事象が発生しないよう努めてまいります。

技術基準への不適合について



技術基準では、輸送容器が落下した際に容器の健全性を確保するため、「内容物の配置が制限されていること(前段基準)」もしくは、輸送容器を積み重ねた際に、たわみを考慮しても上段の輸送容器の底と下段の輸送容器の蓋が接触しないように、「上部隅金具が蓋より6mm以上突出していること(後段基準)」を要求しています。

原因について

LLW輸送容器の所有者である原燃輸送株式会社から、平成14年に、輸送容器について後段基準を適用したため、前段基準への適用は不要であるとの報告を受けました。

このため、それ以降は前段基準の管理を実施していませんでした。

しかし、実際には後段基準に適合していないものがあり、結果として、技術基準に適合していませんでした。

再発防止対策について

今後のLLW輸送においては、当社が放射性廃棄物の輸送全般における責任を負うことを十分認識し、輸送物の技術基準についても確実に適合していることを確認することによって再発防止に努めます。

以上